## 三原市立鷺浦小学校不祥事防止委員会設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、三原市立鷺浦小学校校務運営規程第13条の規定に基づき、不祥事防止委員会(以下、「委員会」という)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 委員会は、学校組織として、教職員の教育公務員としての自覚と規範意識を高め、不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ学校風土・文化を確立することを目的とする。

### (委員の構成)

- 第3条 委員会は、校長、教頭、保健主事、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。
  - 2 委員会は、女性教職員が1名以上所属するものとする。

## (業務の内容)

- 第4条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。
  - (1) 委員会の年間計画の作成、実施
  - (2) 服務規律の確保に係る研修の計画、企画、実施
  - (3) 児童・保護者へ不祥事防止に関するアンケート調査の実施、分析
  - (4) 服務規律の確保に向けた啓発、環境づくり、情報の発信
  - (5) 教職員相互のコミュニケーションづくり、不祥事防止チェックの実施
  - (6) 保護者との意見交換
  - (7) その他、服務規律の確保に向けた取組に関すること

#### (意見等の聴取)

第5条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は 説明を聴くことができる。

#### (秘密の遵守)

第6条 委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (委員会の開催)

第7条 委員会は、月1回開催するものとする。ただし、校長が必要と認めるときは、委員会を開催することができる。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

# 令和4年度 不祥事防止委員会年間計画

三原市立鷺浦小学校

月	日	曜	内容	全体研修担当
4	1 4	木	・研修計画の確認と分担作成 ・全体研修会(服務規律厳守)の計画・実施 面談の実施計画	校長
5	2 2	日	・全体研修会内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(テストの未実施・未返却に係る不祥事の防止)の計 画・実施	教頭
6	1 4	火	・全体研修内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(不適正な公金処理の防止)の計画・実施	事務職員
7	1 4	木	・全体研修内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(体罰防止)の計画・実施 ・児童, 保護者アンケートの計画・実施	生徒指導
8	3	水	・全体研修内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(ロールプレイ:アンガーマネジメント)の計画・実施	養護教諭
9	6	火	・全体研修内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(わいせつ行為・セクシュアルハラスメント防止)の 計画・実施	高学年部
1 0	1 3	木	・全体研修内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(薬物所持・使用の防止)の計画・実施	中学年部
11	17	木	・全体研修内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(個人情報の保護)の計画・実施	教務主任
12	1 3	日	・全体研修内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(飲酒運転)の計画・実施 ・児童, 保護者アンケートの計画・実施	養護教諭
1	1 2	木	・全体研修内容の検討・前回の反省 ・全体研修会(体罰防止)の計画・実施	高学年部
2	16	木	<ul><li>・全体研修内容の検討・前回の反省</li><li>・全体研修会(交通安全・事故の防止)の計画・実施</li></ul>	教頭
3	2 7	月	<ul><li>・令和4年度の反省と今後の改善点について</li><li>・令和5年度の年間計画作成</li><li>・全体研修会(自らの弱さの自覚と克服法)の計画・実施</li></ul>	校長